

## 群馬工業高等専門学校教員職体験実習実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）において教員職体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における当該実習期間、実施方法、服務、その他必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 実習は、大学院の学生等に対して本校における教員就業体験の機会を提供することにより、高い職業意識を醸成するとともに、専門性を生かせる職業選択の範囲を広げ、高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

### (対象者)

第3条 実習は、原則として、大学院博士後期課程の在籍者、大学院博士後期課程の単位取得満期退学者及び博士の学位を有する既卒者を対象とし、受け入れる学科等の実情により校長が決定する。

### (実習期間)

第4条 実習期間は、原則として5日を超えない範囲とし、具体的な日程については、実習生を受け入れる学科等の実情により校長が決定する。

### (実習時間)

第5条 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までの範囲とする。

### (実習場所)

第6条 実習場所は、原則として本校内とする。

### (実習生の受入手続及び決定)

第7条 実習を希望する者は、在籍する大学の部局の長（以下「大学の責任者」という。）等を通じて、別に定める期日までに「実習申込書」（別紙様式1）を校長に提出しなければならない。なお、博士の学位を有する既卒者にあつては、直接、校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の申込書の提出があつたときは、実習生の受入れの可否を決定し、「受入可否決定通知書」（別紙様式2）により大学の責任者等（申込者が博士の学位を有する既卒者の場合は、本人）へ通知するものとする。

3 大学院博士後期課程の在籍者の実習生の受入に当たっては、当該大学の責任者等と校長との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書（別紙様式3）を締結するものとする。

4 実習生は、実習開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約（別紙様式4）をしなければならない。

### (服務)

第8条 実習期間中、実習生は本校職員としての身分は保有しない。ただし、本校職員が遵守

すべき法令等を遵守するとともに、本校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

- 2 実習生は、実習期間中において、実習生の指導、監督等を担当する指導担当教員の指示に従わなければならない。
- 3 実習生は、疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、事前に指導担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(秘密の遵守)

第9条 実習生は実習中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習の成果物の取扱い)

第10条 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に校長の承認を受けなければならない。

(実習に係る費用)

第11条 本校は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、居住地から本校までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

(実習の中止)

第12条 校長は、次の各号に該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- 一 実習生が第8条又は第9条の規定による服務及び義務に従わないとき。
  - 二 実習を継続することにより、本校の業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
  - 三 その他実習を継続することが困難であると認められるとき。
- 2 校長は、前項の規定により実習を中止する場合であって、実習生が大学院博士後期課程の在籍者であるときは、その旨を大学の責任者等に通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第13条 実習生（実習生が大学院博士後期課程の在籍者である場合は、大学の責任者等を含む。以下この条において同じ。）は、実習期間中により、実習生が傷害を負った、又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により本校に損害を与えたときは、実習生は、本校に対しその損害を賠償しなければならない。

(実習の証明)

第14条 校長は、大学等が実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、当該実習の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月4日から施行する。

附 則  
この要項は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。